

監査公表第 643 号

平成 21 年 6 月 17 日付け市長の要求に基づく監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 22 年 9 月 2 日

京都市監査委員	富	喜久夫
同	安 井	勉
同	不 室	嘉 和
同	出 口	康 雄

監 査 の 結 果
<p>第1 市長の要求に基づく監査の結果</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(5) 結論</p> <p>ア プール制支援分以外の援護費に係る事務の執行について</p> <p>(ア) プール制支援分以外の援護費については、連盟を経由せず、市が直接保育園に支出する方法へと改められたい。</p> <p>(イ) プール制支援分以外の援護費に係る支出額の算定に使用する保育人員等の対象数については、予算積算上の数値から、実績数値へと改められたい。</p> <p>(ウ) 要綱は、支出目的、支出対象、支出額などの支出根拠について明確に定めるなど、適切に整備されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成21年6月24日付けで京都市民間保育園援護費支出要綱、京都市民間保育園援護費支出要綱細則、京都市民間保育園障害児統合保育対策費支給要綱及び京都市民間保育園障害児統合保育対策費支給細則（以下「本件要綱等」という。）を改正し、平成21年4月1日から遡及適用した。</p> <p>改正後の本件要綱等においては、プール制支援分以外の援護費である通勤手当助成費、夜間保育対策費、嘱託医手当助成費、定員割れ対策費、定員削減対策費、定員弾力化対策費及び障害児統合保育対策費に関して、援護費の種別ごとに支出目的、支出対象、支出額などの支出根拠について明確に定めるとともに、支出方法について社団法人京都市保育園連盟（以下「連盟」という。）を経由せず市が民間保育園（以下「保育園」という。）に直接支出するよう改めたほか、支出額の算定方法については、予算積算上の数値を用いるのではなく、各保育園から申請される実績数値を用いて行うように改め、年度当初の見込数値により概算払で交付した援護費については、精算処理を行った。</p>

監 査 の 結 果

第 1 市長の要求に基づく監査の結果

3 監査の結果

(5) 結論

ウ プール制支援分の援護費に係る事務の執行について

(ア) 連盟に対して支出したプール制支援分の援護費は、実質的に連盟が運営するプール制に対する法第 232 条の 2 の規定による補助であると解すべきであるから、現在のように、連盟が運営するプール制に対して経費を支出するのであれば、経費の性格に応じた適切な制度となるよう、補助の目的、対象、金額等を検討のうえ、関連規定の整備を含め、事務の執行を改善されたい。

講 じ た 措 置

連盟が運営する「京都市民間保育園職員給与等運用事業」（以下「プール制」という。）の財源として支出してきた民間社会福祉施設援護費（以下「プール制支援分の援護費」という。）については、補助金として支出するよう事務を改め、平成 22 年 4 月 1 日付けで「社団法人京都市保育園連盟が実施する京都市民間保育園職員給与等運用事業の補助に関する要綱」を定め、補助対象経費の内容及び金額等の支出根拠や補助金の交付等に必要な手続等について明確にした。

また、同じくプール制の財源として、連盟に対して支出してきた国基準保育所運営費のうちの民間施設給与等改善費の人件費加算、事務職員雇上費加算、主任保育士専任加算及び夜間保育所加算については、各保育園へ直接支出するよう、事務の執行を併せて改善した。

監 査 の 結 果
<p>第1 市長の要求に基づく監査の結果</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(5) 結論</p> <p>ウ プール制支援分の援護費に係る事務の執行について</p> <p>(イ) 連盟に対して支出したプール制支援分の援護費のうち、連盟の職員処遇改善費会計において生じている余剰金について、解消するよう措置されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>連盟の職員処遇改善費会計において生じていたプール制支援分の援護費に係る余剰金については、連盟に対し、平成22年3月12日付けで余剰額の全額である755,641,668円の返納を要請し、同月29日に同額の納付を確認した。</p> <p>これにより職員処遇改善費会計における余剰金は解消し、この返納額全額を、同月31日付けで京都市子育て支援事業基金に積み立てた。</p>

(監査事務局)